

運営費負担金の考え方について

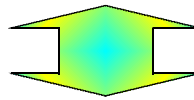
1 運営費負担金に関する地方独立行政法人法の定め

公営企業型地方独立行政法人における運営費負担金は、地方公営企業に対する一般会計からの繰出金と同じ趣旨であり、法人化後も安定的な医療の提供のため必要なしくみは引き続き確保される。

地方公営企業法 第17条の2(経費負担の特例)

次に掲げる地方公営企業経費で政令で定めるものは、地方公共団体の一般会計において、負担するものとする。

- 1 その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費
- 2 当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行ってもなおその事業の経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費



同様のルール

地方独立行政法人法 第85条(財源措置の特例)

公営企業型地方独立行政法人の事業の経費のうち、次に掲げるものは、設立団体が負担するものとする。

- 1 その性質上当該公営企業型地方独立行政法人の事業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費
- 2 当該公営企業型地方独立行政法人の性質上能率的な経営を行ってもなおその事業の経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費

本県の法人化先行事例である県立大学と産業技術センターに係る一般会計からの繰出金は地方独立行政法人法第42条を根拠とする運営費交付金であり公営企業型地方独立行政法人における運営費負担金とは性格を異にする。

地方独立行政法人法 第42条(財源措置)

設立団体は、地方独立行政法人に対し、その業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。

2 現在の一般会計繰出基準 別紙

3 検討にあたっての留意点

- (1) 県立病院が担う不採算医療に要する経費を適正に確保する。
- (2) 県立病院に求められる医療を安定的に提供していくための経営基盤を確立する。

4 先行団体の状況

法人化に係る一般会計繰出基準の見直し状況

大阪府	岡山県	静岡県	秋田県
法人化前の基準を維持			法人化前の基準に、法人化に伴う新たな経費負担を追加

5 検討の方向

今後とも、県立病院に求められる政策医療を中心とした質の高い医療を安定的に県民へ提供するため、現在の繰出基準を基本としながら、必要な財源の確保に向けて努力する。

現在の一般会計の繰出基準

独立採算を原則に効率的な経営を行いつつ、県立病院がその役割を果たすため、次のものは、病院負担とすることが適当でない経費及び病院負担が困難な経費として、国の定める基準等に従って、県の一般会計が負担する。

負担項目	負担対象
看護師養成確保事業に要する経費	看護師養成所の実習受入れ及び院内保育所の運営に対する負担 実習の受入れに要する経費 院内保育所の運営に係る収支差額
救急医療に要する経費	救急医療の確保を図るための負担 救命救急センターの運営に係る収支差額 精神科空床確保に係る費用
公衆衛生活動に要する経費	保健衛生に関する行政事務の実施に対する負担 集団検診、医療相談等に係る収支差額
へき地医療の確保に要する経費	へき地における医療の確保を図るための負担 巡回診療などへき地医療に係る収支差額
周産期医療に要する経費	周産期医療の実施に対する負担 総合周産期母子医療センターの運営に係る収支差額
精神科病院の運営に要する経費	精神科病院の運営に要する経費に対する負担 精神科特殊医療（作業療法、レクリエーション療法）等の実施に係る収支差額
医師等の研究研修に要する経費	医師及び看護師等の研究研修に要する経費に対する負担 医師及び看護師等の研究研修費 × 1 / 2
病院事業の経営研修に要する経費	病院事業の経営研修に要する経費に対する負担 病院事業の経営研修費 × 1 / 2
高度医療・特殊医療に要する経費	高度・特殊医療等、不採算医療の実施に対する負担 高度・特殊不採算医療の実施に係る収支差額
建設改良に要する経費	病院の建設改良費に対する負担 建設改良費 × 1 / 2 企業債元利償還金 × 1 / 2（H14年度以前分は2 / 3）
共済追加費用の負担に要する経費	病院事業会計に係る共済追加費用に対する負担 共済追加費用負担額 × 1 / 2
基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費	基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費に対する負担 基礎年金拠出金公的負担額 × 1 / 2 （経常収支不足の翌々年度に計上）
児童手当に要する経費	児童手当に要する経費に対する負担 児童手当給付額（3歳未満児に係るものは3 / 10）